

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第349号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第350号）が公布され、本年7月1日（以下「適用日」という。）より適用されることとなったところである。

適用に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 改正の内容

（1）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第2章区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7及び区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算、別表第二歯科診療報酬点数表第2章区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに別表第三調剤報酬点数表第1部第2節区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料（以下「診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等」という。）については、適用日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととしたこと。

（2）訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表通則第1号の4に規定する後期高齢者終末期相談支援療養費についても、（1）と同様、適用日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととしたこと。

2 経過措置（別添参照）

（1）診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等については、「診療報酬の算定方法の制定

等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号保険局医療課長通知)に規定するとおり、患者及びその家族等と終末期の診療方針等について十分に話し合いを行った上、話し合いの内容を取りまとめた文書等の提供を行った後、当該患者の退院時又は死亡時に算定されることとなっているものであるが、本年6月30日において既に患者及びその家族等に対し当該文書等の提供を行った保険医療機関及び保険薬局については、当該患者に限り、適用日以後も診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等を算定することができることとしたこと。

(2) (1)と同様、本年6月30日において既に利用者及びその家族等に対し後期高齢者終末期相談支援療養費に係る文書等の提供を行った訪問看護ステーションについては、当該利用者に限り、適用日以後も後期高齢者終末期相談支援療養費を算定することができることとしたこと。

(3) なお、当該患者及び当該利用者は、従前どおり、適用日以後も作成した文書等の内容について、変更を本人の希望に沿って何度でも行うことができること。

後期高齢者終末期相談支援料の凍結について

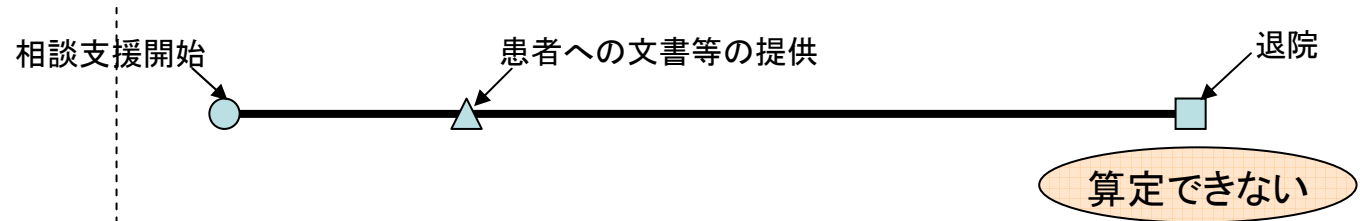
中医協 総-4-5
20.6.25

- 終末期相談支援料については、本年7月1日から算定できないものとする。(算定を再開することができる日は、別に厚生労働大臣が定めるものとする。)
- ただし、6月30日までに、終末期相談支援料に係る文書等の提供を行った場合については、当該文書等の提供を行った患者に限り、費用を算定することができる。

【入院患者の場合】

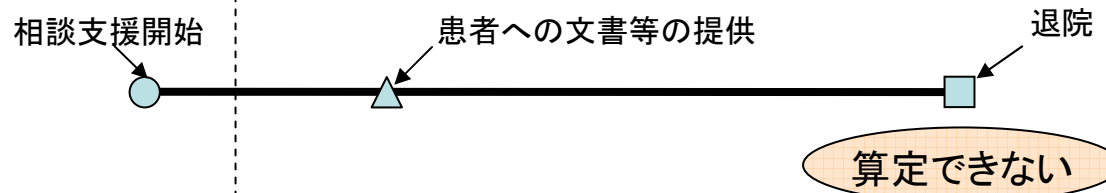
(ケース1)

相談支援の開始が
7月1日以降



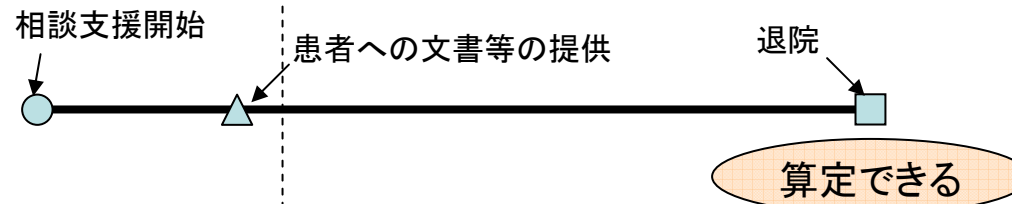
(ケース2)

相談支援の開始が
6月30日以前で、
文書等の提供が
7月1日以降



(ケース3)

相談支援の開始
及び文書等の提供
が6月30日以前



7月1日

※ 患者は、作成した文書の変更を何度でも自由に行うことができる。